

公共施設利用者負担基準

千 曲 市

千曲市行政改革推進本部

1. 利用者負担基準の必要性

平成 30 年8月に本基準を定めるまで、本市の公共施設に係る使用料の設定については、その算定方法や改定の周期等について全市的な統一基準がなく、維持管理費等をもとに、類似施設の料金を参考に設定してきました。

しかし、負担の公平性を確保するためには、利用者がどこまで負担すべきかについての統一的な基準を定める必要があります。

また、「千曲市行政改革大綱」に基づき、将来を見据えた安定的財政基盤を確立する(自主財源の確保を図る)ためにも、公共施設の統一的な利用者負担基準を定め、適切に運用していくことが必要です。

2. 利用者負担基準算定の基本方針

(1)受益者負担の原則

公共施設の維持管理等にかかる経費は、施設利用の対価として利用者からの使用料によりその一部を補っています。

使用料は、利用者からすると安価であることが望めますが、この場合、施設の維持管理にかかる経費の不足分は市(税金)で補うこととなり、施設を利用する人と利用しない人との間に不公平が生じます。

そこで、施設を利用する人と利用しない人との「負担の公平性」を確保するため、利用にかかる経費は利用者が負担するという「受益者負担の原則」に基づき、利用者に適正な負担を求めることとします。

(2)算定方法の明確化

施設の利用者に応分の負担を求めるには、市民に理解と納得が得られるように使用料の積算根拠(原価のあり方や負担割合など)を明確にした算定方法を定めることにより透明性を確保する必要があります。

そこで、統一的な使用料の基本的な算定式を次のとおり定めることとします。

[基本算定式]

$$\text{使用料(総額)} = \begin{array}{|c|} \hline \text{施設管理運営費に} \\ \text{係る原価} \\ \hline \times \\ \hline \text{施設管理運営費に} \\ \text{係る利用者負担割合} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{施設建設費に} \\ \text{係る原価} \\ \hline \times \\ \hline \text{施設建設費に} \\ \text{係る利用者負担割合} \\ \hline \end{array}$$

3. 原価の算定

使用料の原価として利用者に負担を求める費用(コスト)は下記のとおりとします。

なお、費用については複数年の実績に基づき積算することで、より精度は上がりますが、公共施設の維持管理費等にかかる費用は、年度間において大きな差が生じないため、直近の実績を基に算定することとします。

施設管理 運営費	物件費	○ 賃金等(会計年度任用職員職員報酬等) ○ 共済費(会計年度任用職員社会保険料等) ○ 報償費(講師謝礼等) ○ 旅費(交通費等) ○ 需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等) ○ 役務費(通信運搬費、保険料等) ○ 委託料(施設保守点検委託料、清掃委託料等) ○ 使用料及び賃借料(複写機・パソコンリース料等) ※ 施設用地借上料を除く。 ○ 備品購入費 ○ 負担金
	施設修繕費	○ 施設修繕料
	職員人件費	○ 施設管理に直接従事する正規職員の給与等 (職員給料、職員手当(退職手当を除く)、共済費(共済組合負担金)等) ※ 職員人件費は、コストを算出する年度における職員人件費総額に基づく平均単価を用いる。

施設建設 費	—	○ 施設建設費の減価償却費の当該年度分 ※ 施設の耐用年数に基づき減価償却後の残存価格を10%とし、定額法によって算出する。 減価償却額 = (取得価格×90%) ÷ 耐用年数 ※ 建物構造または用途、細目、耐用年数は、「減価償却の耐用年数に関する省令」による。 ※ 取得価格が不明の場合は、再建築価格により算出する。
-----------	---	--

4. 施設の性質別分類と負担割合の設定

(1) サービスの性質(公共性の強弱)による分類

公共施設は福祉施設、生涯学習施設、観光施設、地域集会施設などサービスの性質が様々なため、公共性の強弱により下記のとおり性質別に分類します。

① 公益・私益性、市場性の度合いによる区分

区分	性 質 ・ 内 容	度 合 い
1	○ 消防・救急、図書館など、市民の誰もが利用できる施設、及び、市民や社会全体の知識向上や普及啓発を目的とする施設	公益的 ↑ ↓ 私益的 市場的
2	○ 美術館・博物館など、広く市民や社会全体にサービスの効果・利益が及ぶが、一部に個人に留まる効果・利益がある施設	
3	○ 文化会館、市民体育館など、市が公益的な目的から提供するサービスで、市民や社会全体にサービスの効果・利益が及ぶ反面、利用者が限定されるものや、サービスの効果・利益が利用者個人に留まる部分も多く、公益・私益の両方の性質を併せ持つ施設	
4	○ 農産物加工所など、主としてサービスの効果・利益が個人に留まるが、一部に市民や社会全体にも効果・利益が及ぶ施設	
5	○ 観光施設、温泉施設など、市民以外も対象となる施設、及び、民間でも類似サービスが提供されているものなど、サービスの効果・利益が個人に留まる施設	

② 市の実施義務の度合いによる区分

区 分	A	B	C	D
性質・内容	市の実施義務について規定されていない施設	市は実施に努めるものとされ、裁量的な施設	市は基本的に実施するものとされている施設 (選択することはできる)	市に実施義務がある施設
度 合 い	裁量的 ←→ 義務的			

(2)利用者負担割合の設定

利用者の負担割合については、(1)の「公益・私益性、市場性の度合い」と「市の実施義務の度合い」により設定します。各「度合い(段階)」ごとの「率」の設定については自治体によって様々ですが、本市においては広域的に関わりの深い隣接中核市の長野市に準じ、下記のとおりとします。

① 施設管理運営費

		[利用者負担割合]	
公益的  私益的 市場的	1	0%	
	2	25%	
	3	50%	
	4	75%	
	5	100%	

② 施設建設費(減価償却費)

		[利用者負担割合]			
公益的  私益的 市場的	1	0%			
	2	0%			
	3	0%			
	4	50%	25%	0%	
	5	100%	50%	0%	
		A	B	C	D
		裁量的			義務的

※ 「利用者負担割合の設定」の適用を除外する施設

- 法令や国の基準等によって負担割合や負担額、算定方法が定められているもの(例:市営住宅)
- 民間施設との均衡を図るため民間や近隣の施設に準じて料金を設定する必要性が強いもの(例:駐車場)

【 考 え 方 】

- 施設維持運営費については、利用した人がサービスの利用に応じた効果や利益を直接受けられるため、公益・私益性、市場性の度合いによる負担割合のみを適用します。
- 施設建設費(減価償却費)については、利用の有無とは直接連動しない固定的な費用ですので、市の設置すべき義務・責任を重くみて、税により負担すべき範囲を広く捉え、公益・私益性、市場性と市の実施義務の度合いによる負担割合の双方を適用し、利用者の負担を限定します。

5. 使用料の算定

(1)利用者の負担(年間総額)の算定

使用料の算定にあたっては、算定基礎の「原価」と施設の性質に応じた「利用者負担割合」により下記のとおり算定します。

使用料 (利用者の負担)	=	[施設管理運営費] 原価(コスト算出額) × 負担割合	+	[施設建設費] 原価(コスト算出額) × 負担割合
-----------------	---	---	---	---

《具体的な計算例》

温泉施設入浴料(サービスの性質による分類:「5-A」)

施設管理運営費が年間 1,000 万円、施設建設費(減価償却費)年間 1,000 万円
かかった場合

利用者の負担(年間総額)

$$\begin{aligned} &= \text{施設管理運営費 } 1,000 \text{ 万円} \times 100\% + \text{施設建設費 } 1,000 \text{ 万円} \times 100\% \\ &= 2,000 \text{ 万円} \end{aligned}$$

市民体育館使用料(サービスの性質による分類:「3-B」)

施設管理運営費が年間 1,000 万円、施設建設費(減価償却費)年間 1,000 万円
かかった場合

利用者の負担(年間総額)

$$\begin{aligned} &= \text{施設管理運営費 } 1,000 \text{ 万円} \times 50\% + \text{施設建設費 } 1,000 \text{ 万円} \times 0\% \\ &= 500 \text{ 万円} \end{aligned}$$

(2)使用料の見直し

公共施設の使用料の料金体系は、利用者の年齢・利用する時間帯等によって金額が異なりますが、ここではその料金体系ごとの細かい金額の見直しは行いません。収入総額において、「基準により算定した利用者負担額」が「現行の利用者負担額」の何倍になるかを倍率(下記①)によって表します。

実際の料金改定については、基本的にはこの倍率を現行の料金体系ごとの金額に乗じることになりますが、最終的な決定は市内外の類似施設との均衡、施設ごとの実情等を考慮して設定します。

なお、基準により算定した利用者負担額が貸出面積1㎡(または利用者1人)当たり平均どの程度になるかは「基準単価」(下記②)として示します。

① 料金改定の基礎となる倍率の算定

$$\boxed{\text{倍 率}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{基準による} \\ \text{利用者負担額} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{直近の} \\ \text{利用者負担決算額} \end{array}}$$

② 基準単価の算定

[貸室等の施設(貸出1㎡当たり時間単価)]

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{基準} \\ \text{単価} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{負担基準により} \\ \text{算出した利用者} \\ \text{負担額 (年額)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{貸出} \\ \text{面積} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{年間} \\ \text{総稼働} \\ \text{日数} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{1日当たり} \\ \text{稼働時間} \end{array}}$$

※ 目的外使用の場合についても、サービスの性質による分類を「5-A」として算出

[個人利用の施設(利用者1人当たり単価)]

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{基準単価} \\ \text{(1回当たり)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{負担基準により} \\ \text{算出した利用者} \\ \text{負担額 (年額)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{年間利用者総数} \\ \text{〔日々利用者が} \\ \text{変わる施設〕} \end{array}}$$

または、

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{基準単価} \\ \text{(月額)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{負担基準により} \\ \text{算出した利用者} \\ \text{負担額 (年額)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{登録会員数} \\ \text{〔登録制による} \\ \text{利用者固定施設〕} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{12か月} \end{array}}$$

6. 定期的な使用料の改定

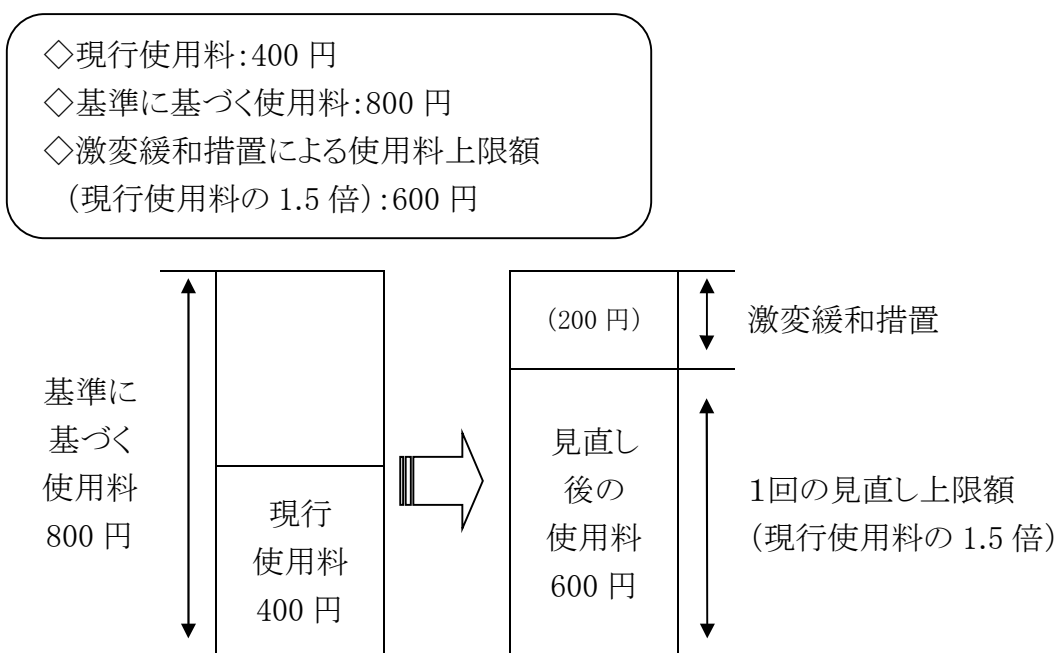
自治体を取り巻く社会経済環境は刻々と変化するため、市民ニーズや施設の維持管理等に要する経費の変化を把握し、現行の使用料が適正か否かの見直し(改定)を原則として3～5年ごとに行います。

ただし、早急な見直しが必要な場合はこの限りではありません。

7. 激変緩和措置

使用料の見直しに当たっては、利用者に急激な負担とならないよう、現行使用料より著しく高額となると認めるときは、原則として現行料金の 1.5 倍を上限額として改定を行い、次回の定期的改定時に再度見直しを行うものとします。

【激変緩和措置の考え方】



ただし、以下の点に留意し、施設の実情に応じて使用料を設定します。

- 現行使用料が類似施設の料金と比較して著しく低い場合など、激変緩和措置を講じることが適当でないと認めるときは、1.5 倍を超える額に改定します。
- 利用率を著しく低下させる恐れがあるときは、改定額を調整します。
- 民業を圧迫する恐れがあるときは、改定額を調整します。

8. 減免に係る基準

本市の公共施設では、高齢者・障がい者等への配慮や社会教育団体・社会福祉団体・地域住民団体等の活動を支援する観点から、施設ごとに基準を設け使用料等の減額・免除を行ってきました。

しかし、使用料を減額・免除することは、利用者負担の明確化、利用者間の公平性の観点から特例的な措置であるため、できるだけ範囲を限定し、統一的な基準とすることが必要になります。

そこで、本市における利用者の区分における使用料を設定する減免率は、原則として下記のとおりとします。

ただし、最終的な減免率の設定については、施設ごとの設置目的、利用内容の公益性等を考慮して決定します。

(1) 統一的な基準

利用者・利用内容		減免率
1	市、市教育委員会が主催、共催、委託する事業	100%
2	市以外の官公署が公益目的で利用し、市が協力するとき	100%
3	市内の小・中学校、特別支援学校、保育所、幼稚園、認定こども園が教育・保育活動で利用するとき	100%
4	市内の大学、高等学校が教育活動で利用するとき	50%
5	その他市長が必要と認めるとき※	50%又は 100%

(2) 施設ごとの基準

例外的に減免を適用する場合、原則として(1)の統一的な基準によることとしますが、施設の設置目的や性質、利用内容の公共性や公益性に応じて、施設ごとに減免の基準を定めることができることとします。施設ごとの基準は次の表を標準として、大きく逸脱することのない範囲で決定するものとします。

利用 者・利用 内 容	減免率
一定の区画を貸し出す施設(体育館・公民館等)において、市内の公共的団体が、その目的に沿った施設で公益的な活動を行う場合(以下は一例)	50～100%
市内の地縁団体(区・自治会等)が地域振興を目的として集会施設を使用する場合	100%
市内の福祉団体が、社会福祉の向上を目的として社会福祉施設を使用する場合	100%
市内のスポーツ振興団体が、参加者を公募して行うスポーツ振興を目的とした大会・行事で体育施設を使用する場合	100%
市内の青少年(中学生以下)育成団体が、青少年の健全育成を目的とした大会・行事で、社会教育施設を使用する場合	100%
市内の社会教育団体が、社会教育活動を行うことを目的として社会教育施設を使用する場合	50～100%
市内の観光関連団体が、観光振興を目的として観光施設を使用する場合	50～100%
主に個人が利用する施設(博物館等)において、その施設の性質に応じて市民の利用促進を図る場合	10～100%
3歳未満	100%
3歳～小学生以下、高齢者(65歳以上)、障がい者	50%
その他市長が必要と認めるとき※	50%又は 100%
個人利用施設における20名以上の利用(団体割引)	10%

※「その他市長が必要と認めるとき」を適用する場合は、真にやむを得ないものに限定し、理由を明確にした上で文書で承認を得ることとします。

(3) 空調等附属設備使用料について

空調等の附属設備の使用料については、使用する者とししない者の負担の公平性を確保するため、原則減免しないこととします。ただし、市長が特別な理由があると認める場合には、施設の性質や利用実態等を踏まえて減免の判断を行うこととします。

《改訂履歴》

平成 30 年 8 月 制定

令和 8 年 7 月 改訂